

岡崎市低公害燃焼機器の普及の促進に関する指針

1 対象となる小規模燃焼機器

この指針の対象となる小規模な燃焼機器（以下「小規模燃焼機器」という。）は、別表に掲げる機器をいう。

2 小規模燃焼機器の設置者の責務

(1) 小規模燃焼機器の設置者は、小規模燃焼機器から大気中に排出される窒素酸化物の濃度が別表に掲げる目標値に適合する低公害燃焼機器を設置するよう努めるものとする。

(2) 小規模燃焼機器の設置者は、その機器の使用による周辺的生活環境への支障を防止するため、その機器の維持管理に当たって、次に掲げる措置をとるよう努めるものとする。

ア 適正な燃料を使用して稼働させること。

イ 定期的に点検及び清掃を行い、適正な燃焼を行えるようにすること。

別表

小規模燃焼機器の種類及び規模		窒素酸化物の濃度目標値	
種類	規模	気体燃料	液体燃料
小型ボイラー	伝熱面積が10平方メートル未満	60ppm以下	80ppm以下
小型ディーゼル機関（非常用を除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり50リットル未満	-	400ppm以下

備考

1 重油以外の燃料を使用している場合の重油換算量は、液体燃料10リットル又は気体燃料16立方メートルがそれぞれ重油10リットルに相当するものとして算出する。

2 表中の窒素酸化物の濃度は、次の式により算出された窒素酸化物の濃度とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式において、C、O_n、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

C 窒素酸化物の濃度（単位 ppm）

O_n 小型ボイラーにあつては0、小型ディーゼル機関にあつては13

O_s 排ガス中の酸素の濃度（単位 %）

C_s 日本産業規格 K 0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度（単位 ppm）